平成22年第4回定例会意見書・決議全文

北朝鮮の砲撃事件に抗議し、毅然とした対処を求める決議

去る23日午後、北朝鮮による韓国・延坪島砲撃事件が発生した。朝鮮戦争休戦後は何度も軍事行動を起こしてきたが、今回の砲撃は、韓国住民居住地区に対して行われたものであり、兵士の死傷に加え、民間人と施設にまで被害が及ぶ初めての事態となった。

民間人が生活する島への無差別砲撃は、朝鮮戦争の休戦協定はもとより、国連憲章に反するばかりか、北朝鮮自身が当事者である南北間の諸合意にも反する無法行為である。

今回の事態が万一再燃するようなことになれば、その被害は計り知れないものとなり、断じてこれ以上の拡大を許してはならない。

こうした事態に対して、我が国は毅然とした態度で、国際社会とともに厳しい姿勢で臨まなければならない。

よって、国は、いかなる事態への対処と同時に、朝鮮半島の恒久平和に向けて、軍事的緊張や軍事紛争につながることがないよう国際社会と協力し、あらゆる外交的、政治的努力に全力を尽くすべきである。

以上、決議する。

平成22年11月29日

千 葉 市 議 会

提出先
内閣総理大臣　　あて　　防衛大臣　　あて
外務大臣

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

政府は平成22年度予算から導入した子ども手当について、全額国庫負担で実施するとの方針を繰り返し表明していたが、平成22年度予算では「暫定措置」として地方負担が6、100億円が盛り込まれた。

本来、全額国庫負担が原則だった子ども手当について、原口一博前総務大臣は国会答弁等で、地方負担を平成23年度以降は継続しないことを明確にしていたにもかかわらず、現政権は来年度以降も地方負担を求めることに前向きの考えを示している。

子育て支援に関しては、地域の実情に応じ地方自治体が創意工夫を発揮できる分野は地方が担当すべきであり、一方、子ども手当のような全国一律の現金給付については国が責任を持って担当し、全額を負担すべきである。こうした内容について地方との十分な協議もないままに、来年度予算でも地方負担を継続すれば、現在進められようとしている地域主権改革など到底実現不可能となってしまうのであり、断じて許すことはできない。

よって、本市議会は国に対し、子ども手当財源の地方負担に反対し、全額国庫負担の制度とするよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月16日

千 葉 市 議 会

(提出先)
内閣総理大臣　　内閣府特命担当大臣（国家戦略）
総務大臣　　内閣府特命担当大臣（少子化担当）
財務大臣　　あて　　衆議院議長　　あて
厚生労働大臣　　参議院議長

大学予算の一律1割削減に反対する意見書

政府の来年度予算案概算要求基準で、大学予算が一律1割削減の対象とされた。これが現実になれば、国立大学の運営費交付金は1,000億円以上、私立大学の経常費補助も320億円以上の削減となり、まさに「大学崩壊」とも言える事態を招くことは必至である。

国立大学では、既に「構造改革」による法人化以来の6年間で、大学の日常的運営を支えている運営費交付金が830億円も削減されて来た。その結果、「教員の教育研究費が激減」、教材を私費で賄っている」、「人件費削減で教員ポストが減り、一部の授業を間引いた」など、重大な支障が生じている。中小規模の大学では、存立さえ危ぶまれる深刻な危機に追い込まれている。

こうした中、今年6月、国立大学協会が「このままでは、遠からず教育の質を保つことは難しくなり、学問の分野を問わず、基礎研究や萌芽的な研究の芽を潰す」、「我が国の高等教育・研究の基盤が根底から崩壊し、回復不可能な事態に立ち至る」と、大学予算の確保・充実を求める要望書を政府に提出した。

一方、日本の学生の74%を擁する私立大学でも、「経常費の2分の1を補助する」とした1975年の国会決議に反する国庫補助の削減で、経常費に占める補助金の割合は、11%にまで低下している。その結果、学生1人当たりの公費支出は、国立大学のわずか14分の1となり、学生の負担は、国立の1.6倍に上るなど、国立・私立間に大きな格差を生んでいる。

大学の教育・研究の発展は「国家100年の計」であり、将来を見据えた大学教育の充実こそ、次代を担う若者をはぐくみ、21世紀の日本の発展を促すものである。今、政治に求められているのは、そうした立場に立って大学の危機を打開し、その発展を応援する政策に切り替えることである。短期的な効率主義で大学予算を削減するのではなく、先進国でも最低の水準にとどまっている我が国の大学予算を欧米並みに引き上げることである。

よって、本市議会は国に対し、大学予算の一律1割削減は撤回するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月16日

千 葉 市 議 会

(提出先)
内閣総理大臣　　衆議院議長
財務大臣　　あて　　参議院議長　　あて
文部科学大臣

切れ目ない中小企業支援策を求める意見書

現在、中小企業を取り巻く環境は消費の低迷、低価格競争、急激な円高など厳しい状況が続いている。7～9月期の中小企業景況調査によると、中小企業の業況は製造業を中心に依然として厳しい状況である。しかし、それに対する政府の経済対策は、逐次投入の手法で景気回復への明確な方針を全く示すことはなく、「政策の予見性」が欠如していると言わざるを得ない。政府が行った為替介入も流たる効果を生むことなく、このまま円高を放置することは、製造業を中心とした中小企業の減益をさらに深刻化し、一層の産業の空洞化が懸念される。

このような状況であるにもかかわらず、政府は「緊急保証制度」の延長打ち切りを決定し、「中小企業金融円滑化法」も時限を迎える。中小企業にとって最も重要な資金繰り支援を打ち切ることで資金が困窮すれば、事業が衰退し、雇用に影響する。また、成長分野に限り組む中小企業支援を進めることは雇用促進にとっても重要であるこのため、年末・年度末の中小企業の資金繰りに万全を期すとともに、本格的な景気回復に向けて切れ目ない対策が必要である。

一方、平成23年度税制改正において法人税率の引き下げを行う場合、その財源確保のための租税特別措置見直しの結果として、中小企業が増税になってしまう可能性が指摘されている。法人税率引き下げの際は、中小企業の負担についても配慮しながら検討すべきである。

よって、本市議会は国に対し、切れ目ない中小企業支援策を早急に実施するよう、下記の事項について強く要望するものである。

記

1　中小企業の資金繰り支援策として、平成22年度末で期限切れとなる中小企業金融円滑化法と緊急保証制度を延長し、保証枠を拡大すること。

2　成長分野の事業に取り組もうとする中小企業を支援する官民比資の投資ファンドである産業革新機構の有効活用を促進すること。

3　平成23年度税制改正における法人税率引き下げに伴う財源確保は、中小企業に配慮した検討を行い、租税特別措置の見直しによって増税となる場合は、負担緩和策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月16日

千 葉 市 議 会

(提出先)
内閣総理大臣　　内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
財務大臣　　あて　　衆議院議長　　あて
経済産業大臣　　参議院議長

地球温暖化対策の推進に関する意見書

地球温暖化は人類の生存基盤にかかわる重大な問題であり、その解決に向けて真剣に取り組んでいくことは今日の我々の義務である。この解決のためには、世界全体の社会経済活動依化石燃料依存型のものから、省エネルギーを基調とした低炭素型のものに変革していくことが求められている。

しかし、国際的には京都議定書に基づき温室効果ガス排出削減に向けた努力が続けられているものの、京都議定書第一約束期間の最終年である2012年の後の取り組みが決定されていないほか、全世界の温室効果ガス総排出量は依然として増加傾向を続けている。

このような中、我が国は、すべての主要国における公平かつ実効性ある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、2020年の温室効果ガス排出量を1990年比25%削減するという中期目標や、2050年に80%削減するという長期目標を表明しているものの、その実現に向けた具体的な取り組みについては明らかにしていない。全世界の排出量の4%程度にすぎない我が国のみの取り組みで世界の排出量を減少基調に転換させることは困難である。また、国際的に突出して厳しい中期削減目標を掲げることにより、国内経済活動の後退や国民に負担をもたらすようなことがあってはならない。

特に、温室効果ガスの排出抑制においては、世界最高の省エネルギー技術に裏づけられた我が国の経済活動を後退させることがないよう、具体的な実施方策のあり方について十分検討し確む必要がある。

我が国は、環境エネルギー技術の革新に積極的に取り組んでおり、また、公害問題を克服し経済発展を推進してきた経験と高い技術力を有している。低炭素型の社会を実現するために欠かせない先進的な技術開発を進め、国内はもとより全世界に普及することにより、世界の温室効果ガス削減に貢献することが我が国に課せられた使命なのである。

よって、本市議会は国に対し、地球温暖化対策を推進するため、下記の事項を実施するよう強く求めるものである。

記

1　国際的に公平な負担に十分留意しつつ、経済成長戦略とも整合のとれる国民が取り組むべき目つ一ドマップを明らかにするとともに、その実現に向けた基本的施策を総合的な視点から検討し、すべての国民、事業者の理解と納得が得られ一丸となって対策を推進する体制の整備を図ること。

2　温室効果ガスの排出抑制に当たっては、我が国の有する世界トップレベルのエネルギー効率など卓越した技術を生かし、世界の温室効果ガス削減対策の推進を図ること。

3　省エネルギー機器や再生可能エネルギー設備の普及、さらには地球温暖化対策の推進に必要な技術開発を積極的に行い、地球温暖化対策の推進とともに、我が国の経済活動の活性化や雇用の拡大につながるよう施策展開を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月16日

千 葉 市 議 会

(提出先)
内閣総理大臣　　環境大臣
厚生労働大臣　　あて　　衆議院議長　　あて
経済産業大臣　　参議院議長